第十一条第六号	
第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項及び同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）	同法第五条（同法第八条第三項及び同法第九条第二項において準用する場合を含む。）
第二十九条第六号	
第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項及び同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）	同法第五条（同法第八条第三項及び同法第九条第二項において準用する場合を含む。）
第二十二条第一項	出納職員
第三十二条第三項	出納職員又は物品管理職員
第三十二条第四項	第一項又は第二項
第三十二条第五項	第一項又は第二項
	出納職員又は物品管理職員

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する予算執行職員等の責任に関する法律第五条	規則第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十二条
緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する予算執行職員等の責任に関する法律第五条	緊急措置法第八条第四項の規定により資金の交付を受けた者
緊急措置法第八条第四項の規定により資金の交付を受けた者	規則第一条第一項の規定により読み替えて適用する第一項
緊急措置法第八条第四項の規定により資金の交付を受けた者	規則第一条第一項の規定により読み替えて適用する第一項
緊急措置法第八条第四項の規定により資金の交付を受けた者	規則第一条第一項の規定により読み替えて適用する第一項

2　前項の場合において、会計検査院法第三十一条の規定は、適用しない。

（計算証明規則の規定の適用）

第二条　緊急措置法第八条第五項の規定による計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の見出し	前渡資金	緊急措置法に規定する資金
第三十五条第一項	前渡資金	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第四項の規定により交付を受けた資金
	資金前渡官吏（資金前渡官吏代理を含む。第三号書式を除き、以下同じ。）並びに次条第一項但書の規定により計算証明をする分任資金前渡官吏（分任資金前	資金前渡官吏（緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する出納官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一条第四項に規定する資金前渡官吏をいう。以下同じ。）

渡官吏代理を含む。次条第二項、第五十八条の四第四項及び第三号書式を除き、以下同じ。）及び出納員	

（会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の規定の適用）

第三条　緊急措置法第八条第五項の規定による会計検査院懲戒処分要求及び検定規則（平成十八年会計検査院規則第四号）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条	以下同じ	次条及び第五条において同じ
第六条第一項	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十八条第一項に規定する出納官吏、同法第三十九条第二項に規定する分任出納官吏又は出納官吏代理、同法第四十条第二項に規定する出納員並びに同法第四十八条第一項の規定により出納官吏又は出納員の事務を行う都道府県の知事又は知事の指定する職員をいう	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号。以下「緊急措置法」という。）第八条第五項の規定により読み替えて適用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十八条第一項に規定する出納官吏をいう
第九条	出納職員等	出納職員
	次条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号。以下「規則」という。）第三条の規定により読み替えて適用する次条
第十条	出納職員等	出納職員
	法第三十二条第一項（予責法第十条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項（予責法第十一条第二項において準用する場合を含む。）	規則第一条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第一項
第十一条第一項	出納職員等	出納職員
	本属長官、予責法第九条第一項に規定する公庫の長	本属長官
	前条	規則第三条の規定により読み替えて適用する前条
第十二条第一項	前条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する前条第一項
	出納職員等	出納職員
	法第三十二条第五項	規則第一条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第五項